

パブリック・コメントで提出された御意見の概要及び県の考え方

番号	項目		御意見の概要	県の考え方
		基本施策（第3章）		
1	第1章		ライフステージの1番初めが ◎1若者の生活基盤の確保 ①キャリア教育の推進 では、まるで納税者を育てる様である。 キャリア教育の推進も大切だとは思うが、その前にまずは十分に、子ども時代を子どもとして存分に遊べる保障もしてほしい。	子どもの遊びや体験活動の提供は、重点目標「Ⅲ 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援」の「基本施策13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」に各種取組を記載しております。
2	第2章		未婚化、晩婚化データを県職員も示すべき。また、ワークライフバランスについて県職員の年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率も示すべき。	本計画は、愛知県の子ども・若者・子育てに関する総合的な計画であります。各種データは県内全体の状況を示すべきであり、愛知県庁内（県職員）の状況を示す必要はないと考えます。
3	第3章	基本施策4 結婚支援	結婚のサポートについて離婚者、シングルマザー等についてもサポートすべき。結婚だけに縛られず事実婚や婚外子についても差別せずサポートすべきである。	本県が開催する婚活イベントや「あいち結婚サポートセンター（あいマリ）」では、未婚者に限らず、結婚歴のある方やひとり親家庭の方でも参加・登録が可能です。今後も継続して、結婚を希望する方に出会いの機会の提供や成婚までの伴走型のサポートに取り組んでまいります。また、児童を養育している方に支給される児童手当は、原則として児童を監護し、生計を維持する程度が高い人に支給されるため、どの御家庭にも等しく支給される制度となっています。
4	第3章	基本施策5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	小1の壁による退職の問題に関して、「時短勤務制度の小学校卒業までの拡充」を県の方で主導していただきたい。	P67の「男性の育児休業の取得を後押しする改正育児・介護休業法が2023年4月に全面施行され、2025年にも更なる法改正が予定」において記載した法改正の内容の中で、2025年4月から子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための様々な措置が企業に義務付けされる予定ですが、今回の改正の多くが小学校就学前までの拡充に留まっております。県においては、法を上回る制度を導入するなど、仕事と生活の調和を図ることができる職場環境づくりに積極的に取り組む企業を表彰すること で、他の企業への優良事例の普及を図ってまいります。 なお、短時間勤務制度の長期化は、本人のキャリア形成に影響を及ぼす可能性もあることから、これと併せ、時差勤務、テレワークなどから本人の希望により柔軟な働き方が選択できることが望ましいと思われます。
5	第3章	基本施策7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	安心・安全な妊娠・出産となるためには学校教育の中で性教育に力点を置く必要がある。	安心・安全な妊娠・出産のためには学校教育の中での性教育が重要と考えております。そのため、県保健所や市町村の保健機関と教育機関が連携して性教育を実施しております。 引き続き、教育委員会と連携し市町村において保健及び教育現場それぞれの現状を確認しながら、各地域の健康課題に応じた必要な性教育が実施できるよう取り組んでまいります。 なお、学校教育における性に関する指導については、体育科（保健領域）や保健体育科（保健領域）等で学習しており、引き続き、正しい知識や自他の尊重や性に関する適切な態度や行動選択について保健教育を実施していきます。また、中学校の学習指導要領では、特別活動（学級活動）の中にも位置付けられており、中学校全ての学年において行うこととなっています。
6	第3章	基本施策7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	産科医不足のなかで助産師育成を行うべき。医師だけでなく助産師が僻地に赴き、対応できるようにすべき。	P77（安心して出産できる医療体制の確保）において、御意見の内容は含まれており。今後も助産師育成に取り組んでまいります。また、僻地への助産師派遣につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	第3章	基本施策8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保 基本施策12 学校教育の充実	子供が成長途中ということもあり、園や小中学校や高校では、様々な問題が発生する。子供が実際とは異なることを言ってしまう先生が悪いと思われるために、子供のいじめを抑制するためにも、大人や子供を守るために、せめて教室にはカメラを設置して、何かあったときに活用してほしい。	学校においては、教室は教師と児童生徒、児童生徒同士の信頼関係に基づいて運営されるべきものであるため、常に監視されているという環境は児童生徒を委縮させる可能性があります。児童生徒が受けるストレスやプライバシー保護の観点から教室へのカメラ設置は難しいと考えています。いじめを始めとする学校での諸問題への対応については、「基本施策12 学校教育の充実」に記載した様々な取組で対策を行ってまいります。 なお、保育所においては、性被害防止対策としてカメラ等の設置に対して国の補助金を活用することが可能であるため、県は市町村に対し制度の周知をしていきます。
8	第3章	基本施策8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	子どもたちの発達を保障するためには、現状の保育環境では、確実に保育人材不足であり、保育空間、環境が狭すぎると思う。 保育園や保育士も日々丁寧に保育を行っているが、保育士1人に対して子どもの人数が多い。 災害が増えている中、避難訓練も定期的に行っているが、災害時の対応にも不安がある。 世界水準の保育が行えるよう、まずは、愛知県としては、4、5歳児の職員配置基準の改善を早急に取り組んで欲しい。 少ない職員で、日々最善を尽くしているが、事故は起きてしまうので、その事故を最小限に、子どもたちも大人たち（職員や家族）も安心に安全に保育出来るよう保育人材は、ぜひとも増やしてほしい。	4、5歳児の職員配置基準については、令和6年度に改正したところです。保育士の配置基準については、全国共通の課題であるため、更なる配置基準の改正について、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。 また、保育士配置の増に関しては、御意見を踏まえ、P82に「○ 県及び市町村は、安心して子どもを預けられる体制を整備するため、特定の年齢区分における配置改善、低年齢児の途中入所への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの改善等、施設の実情に合わせた柔軟な保育士配置をするための支援をします。」を追記しました。

パブリック・コメントで提出された御意見の概要及び県の考え方

番号	項目		御意見の概要	県の考え方
		基本施策（第3章）		
9	第3章	基本施策8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	保育士を続け保育士自身がライフステージを進め、保育士自身、経済的に不安なく子育て出来るよう、給与の補償での処遇改善も希望する。	保育士等の処遇は、これまでも累次の処遇改善に取り組んできておりますが、特に今年度は、保育士等の人件費を、現行の子ども・子育て支援新制度において過去最大である10.7%引き上げることで、「保育士等の処遇の抜本的な改善」を行っております。
10	第3章	基本施策9 子どもの健康の確保	基本施策9 母子保健サービスや子育て支援等の施策において、「健やか親子21：第2次」において国が重視している「育てにくい子ども」への支援を位置付けてください。	現在、市町村は、乳幼児健康診査において「育てにくさ」と「育てにくさへの対処方法」について保護者にたずね、子育て支援に繋げています。県は、市町村が実施する乳幼児健康診査を始めとする母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう支援するとともに、県民の様々なニーズに対応するため、研修を通じて市町村職員等の資質向上を図るなど、引き続き、育てにくさを感じる保護者に寄り添う丁寧な支援に取り組んでまいります。
11	第3章	基本施策9 子どもの健康の確保	母子保健サービスの充実については父子家庭もあるために呼び方を改め、「親子保健サービス」とするべき。	家族の多様性の観点や、出産や育児への父親の積極的な関わりの観点から「親子」との表現にするべきとの御意見については認識しています。しかしながら、現在の多くの母子保健サービスが母子保健法により規定されていることから、今回の計画策定では「母子保健サービス」と記載させていただいております。表現については、今後、国による全国的な統一を図ることが望ましいと考えております。
12	第3章	基本施策9 子どもの健康の確保	・194ページに「〇県は、多数の人が利用する施設の管理権原者などと連携し、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合かつ効果的な推進を図ります。（保健医療局）」とあるが、「基本施策9 子どもの健康の確保」など、子どもの健康・保健に関連する箇所には、子どもへの受動喫煙の危害について触れられていない。 ・子どものいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要ではないか。（子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件である。） ・都道府県や市の受動喫煙防止条例では受動喫煙防止に係る規定を設けている例がいくつかあるが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いしたい。	御意見を踏まえ、「基本施策9 子どもの健康の確保」のP104に「子どもや妊婦の喫煙・受動喫煙は、喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群（SIDS）等のリスクや、原因となります。たばこが健康に与える影響について、正しい知識と情報提供を行うことや望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止に関する取組が求められます。」を追記しました。
13	第3章	基本施策10 居場所づくり	基本施策10 居場所づくりにおいて、こども家庭庁は、学校も放課後等デイも“居場所”に位置付けているのでP111に明記してほしい。また、外国にルーツをもつ子どもの増加を踏まえた「居場所」についても触れてください。	御意見を踏まえ、P113に（障害のある子どもの居場所への支援）及び（外国にルーツを持つ子どもの居場所への支援）を追記しました。なお、学校に関しては、P111の（放課後児童対策の取組促進）や（放課後児童支援員等の資質向上）において、御意見の内容は含まれており、放課後子ども教室の拡大に取り組んでまいります。 上記を含め、P109の「現状と課題」に記載のとおり、個別のニーズにきめ細かに対応した居場所づくりを行い、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援を行ってまいります。
14	第3章	基本施策11 思春期保健対策の充実	基本施策11 思春期保健対策の充実において、思春期の性教育の重要性は言うまでもないが、P118では保健医療局の取組が中心で「学校での性教育のあり方」について触れてください。教育との連携の内容が見えない。	思春期の性教育は重要と考えております。そのため、県保健所や市町村の保健機関と教育機関が連携して性教育を実施しております。P118（思春期の健康に関する教育・支援）に「〇 県は、教育、保健、医療の関係者が連携し、子ども・若者が妊娠・出産に関する正しい知識を身に付けるための普及啓発や、自他の尊重や性に関する適切な態度や行動選択について発達段階に応じた健康教育を実施します。（保健医療局、教育委員会）」を追記し、引き続き、教育委員会と連携し市町村において保健及び教育現場それぞれの現状を確認しながら、各地域の健康課題に応じた必要な性教育が実施できるよう取り組んでまいります。
15	第3章	基本施策12 学校教育の充実 等	先生への教育について、子供は、大人を真似して成長するため、その大人は一時的な教育ではなく定期的な教育が必要だと思う。私の会社では、毎年、ハラスメント、メンタルヘルス、セキュリティ、贈収賄、機密管理、コンプライアンスなど、様々な教育を受講している。しっかり受講して、子供のお手本となるように努めてほしい。	様々な研修を通じた教職員への教育については、以下の箇所に含まれております。記載のとおり、取り組んでまいります。 P105（乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援）、P123（幼児教育の質の向上・充実）（幼児教育と小学校教育の円滑な連携）、P124（学校教育の情報化の推進）、P126（P192再掲）（情報モラル教育）、P127（体罰や不適切な指導の防止）（心身の健康に関する教育）（食育の推進）、P128（相談・指導体制の充実）、P160（教員等の資質向上）、P191（自殺対策の推進）、P194（地域防犯活動の推進）、P218（子どもの権利の理解促進や人権教育の推進）
16	第3章	基本施策12 学校教育の充実	風邪を引き熱が出ているときは療養してほしいが、体は元気でも感染力が残っている病気や、熱が出てないときは、リモート授業は受けれるようにしてほしい。授業を受けれないと、遅れを取り戻すのは子供が大変でストレスが多くなる。今は30日以上休みとなっているので変えてほしい。	公立小中学校においては、文部科学省の事務連絡「臨時休業等の場合における児童生徒へのICTを活用した学習指導などについて」により、「児童生徒とのコミュニケーションを絶やさず学びを止めない」という観点のもと、積極的にICTを活用した支援を行っています。 県立高等学校においては、欠席した生徒に対する学習支援について、いただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
17	第3章	基本施策12 学校教育の充実	基本施策12 学校教育の充実において、P125（特別支援教育の充実）で児童福祉施策との連携を位置付けてください。「障害者自立支援協議会児童部会への参加」をまず位置付けてください。	「基本施策16 障害のある子ども・若者への支援」において、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携を図り、各分野において取組を進めることとしております。 なお、本県では、医療的ケア児に対する支援体制構築のため、障害者総合支援法に基づく障害者自立支援協議会の専門部会である医療的ケア児支援部会を設置しており、県内の教育関係課も参加しております。

パブリック・コメントで提出された御意見の概要及び県の考え方

番号	項目		御意見の概要	県の考え方
		基本施策（第3章）		
18	第3章	基本施策12 学校教育の充実	夜間中学の増設方針をもってほしい。豊橋市の次はどこか。名古屋市は具体化が進んでいるが、西三河、尾張西部など具体化してほしい。	2023年3月28日に知事会見で県立夜間中学の追加設置について発表済です。 2026年4月に、西三河地区では豊田市（豊田西高校内）、尾張地区では小牧市（小牧高校内）、一宮市（一宮高校内）に県立夜間中学を開校します。
19	第3章	基本施策12 学校教育の充実	P127の食育の推進のために中学校給食を推進するとともに、給食費無償化の検討をお願いしたい。	県においては、食育に携わる教員を対象として研修会を実施したり、「愛知を食べる学校給食の日」を年に3日定め、県産農産物を使用した給食の提供を呼びかけるなど、食育の推進を図っております。 また、給食の食材に係る費用については、学校給食法で保護者の負担とされており、給食費の無償化につきましては、まずは、学校の設置者である各自治体において、地域の実情に応じて判断し、実施されるものと考えております。県においては、給食費の無償化の実現に向けて、国の責任と財源による制度設計を行うよう、国に対して要請を行っております。
20	第3章	基本施策12 学校教育の充実	引きこもりの若者への支援のためにオンラインによる通信教育（小・中・高）を受けやすいように整備する必要がある。	現在、公立小中学校では一人一台端末を活用し、オンライン授業等を個に応じて実施しています。また、各市町村においては、一人一台端末に学習アプリ等を導入し、個別学習ができるように学習環境を整備しているところもあります。 県としては、県総合教育センターの移転に伴い、不登校支援センターを設置を予定していますが、そこでは学習動画やアプリ等の配信を行うことも検討しているところです。 県立高等学校においては、在籍する不登校生徒に対する遠隔授業について、制度の周知と適切な実施に取り組んでまいります。また、多様な学習ニーズに応えられる学校づくりを進めており、2025年4月に開設するフレキシブルハイスクールの通信制課程において、従来郵送によるやり取りを行っていたレポート課題について、オンラインでレポート課題の提出や添削指導を受けられるようにする学校もあります。
21	第3章	基本施策13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	結婚支援のために安価な住宅研究を民間や大学任せではなく県職員にて行い、県内の工務店等に指導すべき。市街化調整区域に住宅を建設できる区域を増やし住宅取得しやすくように県が責任を持って行うこと。また、県営住宅に収入制限を緩和して新婚夫婦も入居しやすくすべき。県営住宅内に保育所、放課後児童クラブも設置する。	子育て世帯に適した住宅の確保のため、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え支援事業の周知等に努めているとともに、市街化調整区域においては建築物の建築が都市計画法により規制されており、許可基準に該当する場合に建築物の建築が可能な区域となっております。県としましては、引き続き、法律の趣旨に基づいた運用を行ってまいります。また、県営住宅への優先入居に係る配慮を進めていくところでございます。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
22	第3章	基本施策14 切れ目のない保健・医療の提供	基本施策14において、重心児、医ケア児、ダウン症児等は、出生前後からのサポート体制が大切である。産科と保健センターとの連携を強め、保護者に仲間を保障すること、様々な児童福祉施策の情報を伝えることをお願いしたい。	P142（安心して妊娠・出産するための取組）の「○ 市町村は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します。」に御意見の内容を含んでおり、今後も、複数の機会に様々な児童福祉施策についての情報提供や相談支援に取り組んでまいります。 また、医療的ケア児支援法の基本理念では、適切に教育に係る支援を行う等、子どもの個々の状況に応じて関係分野が連携し切れ目なく支援を行うこととされており、この法に基づいて医療的ケア児支援センターでは適切な支援につながるよう相談対応を行ってまいります。
23	第3章	基本施策16 障害のある子ども・若者への支援	医療的ケア児者について、現在、学校においては、学校毎に受け入れ体制がかなり異なっている。医療的ケアは個別性が高く、対応が違うことは理解しているが、医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケアについては保証されても、教育を受ける機会や学校生活は保証されていない。合理的配慮と言いつつ、できる範囲を決めるのはサービスを提供する学校側。義務教育とは何なのか、教育を受ける権利を障害がある子ども達にも与えてほしい。他の子と同等の学校生活が送れるようにして頂きたい。 そのためには予算、人員の確保、理解を深めてもらうための教員への研修が必要であり、医療的ケア児を受け入れてもらうには、看護師が重要な存在である。地域の学校に配置された看護師には研修がないため、是非県主体となり、特別支援学校だけでなく、地域の学校の看護師にも研修を共に行ってほしい。また相談できるリーダー看護師の配置をして頂きたい。 また、教員にも第三号研修を受けてもらえれば、看護師不足にも対応できるため、責任問題から教員を守るために第三号研修を受けさせないのではなく、子ども達が安全に楽しく学校生活を送るために、第三号研修の普及に努めて頂きたい。	県立特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする子どもが増加しており、複雑化・多様化・高度化する医療的ケアに対応できるよう、看護師の増員や専門性向上に向けた研修に取り組んでいるところでございます。 医療的ケア実施校の巡回訪問を行ったり、他の看護師の相談に応じたりできるよう経験を積んだ看護師を配置し、医療的ケア児の受け入れ体制を整えているところでございます。 また、医療的ケア児支援法の基本理念では、適切に教育に係る支援を行う等、子どもの個々の状況に応じて関係分野が連携し切れ目なく支援を行うこととされており、この法に基づいて医療的ケア児支援センターでは適切な支援につながるよう相談対応を行ってまいります。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
24	第3章	基本施策16 障害のある子ども・若者への支援	P159（幼児期の支援）を（乳幼児期の支援）に変えてください。重心、医ケア、ダウン症、全盲など出生後すぐに分かる障害のある子どものための施策に、まず、母子保健に始まり、児童発達支援があり、その後の保育教育という「流れ」になるのでその流れに沿って記述してください。	御意見を踏まえ、P159（幼児期の支援）を（乳幼児期の支援）に修正するとともに、母子保健に関して、「○ 市町村は、こども家庭センター（母子保健機能）において保護者が抱える子育てに関する悩み等の相談に応じます。また、母子保健サービスの実施を通じ子どもと家族に寄り添い、子どもの心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携していきます。」を追記しました。 なお、児童発達支援に関しては、P161の（児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実）に、市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要ときに利用できるよう、児童発達支援などのサービス提供体制の充実を図ることを記載しております。
25	第3章	基本施策16 障害のある子ども・若者への支援	児童発達支援、放課後等デイ、学童保育等の児童福祉施策をP159の各項に位置付けてください。	P160に放課後児童クラブにおける取組を記載しており、障害のある児童の受け入れに必要な環境改善等に努めてまいります。 P161（児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実）において、御意見の内容は含まれており、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービス提供体制の充実に取り組んでまいります。

パブリック・コメントで提出された御意見の概要及び県の考え方

番号	項目		御意見の概要	県の考え方
		基本施策（第3章）		
26	第3章	基本施策16 障害のある子ども・若者への支援	P160（特別支援教育の充実）に、高等部卒業後の〃専攻科〃設置をお願いしたい。	本県においては、現在、名古屋盲学校、岡崎盲学校、名古屋聾学校に専門的な教育を行う専攻科を設置しているところでございます。また、知的障害特別支援学校高等部に職業コースを設置し、卒業後の自立と社会参加に向けた支援・指導の充実に取り組んでおります。今後は、就労アドバイザーによる就労先の新規開拓・拡大や民間企業等との連携強化を進め、生徒の就労支援に取り組んでまいります。
27	第3章	基本施策16 障害のある子ども・若者への支援	スクールバス乗車時間が1時間を超える地域があることについて、医ケア児増加等を踏まえ見直しを図ってください。通学支援に〃移動支援〃が使えるようにしてください。	長時間通学の解消のため、スクールバスの増車に取り組んでいるところではございますが、増車だけでは解消ができない場合もございますので、分校・分教室の設置や通学区域の見直しなどに取り組んでまいります。
28	第3章	基本施策16 障害のある子ども・若者への支援	P161の児童発達支援センター設置のためにも、また療育上の指導のためにも重要な「障害児等療育支援事業」に対する消費税課税問題について国に是正を求めるとともに、事業所に負担をかけないよう県として対応してください。	本県では、国に消費税が非課税となる社会福祉事業の範囲の明示及び対象の拡大を要請しております。また、県の委託する「障害児等療育支援事業」について、令和5年度より、消費税を加味した契約を締結しております。なお、令和4年度以前の契約により法人に与えた損害については、和解契約を締結し、損害賠償を行っております。
29	第3章	基本施策18 社会的養育体制の充実	P178において、「県は、社会的養護自立支援拠点を活用し」とあるが、子ども家庭庁が概要に掲げている「相互交流の場の提供」「一時避難のかつ短期間の居場所の提供」や自立に向けての就労支援などの出口支援が愛知県では現状行われていない。 また、社会的養護自立支援拠点事業の目的として掲げている「これまで公的支援につながらなかった者」という対象者について、愛知県は窓口が児童相談所になっているが、現状では児童相談所が関わっていた者に対する訪問支援が中心となっている。 困難を抱えた若者が児童相談所では訪問しづらく、公的支援に繋がらなかった者と繋がる為には、相談がしやすい入り口が必要ではないかと感じる。 そして、支援の手が行き届かなかった者に対して、情報を届ける為のSNSの活用や集客のプロセスが必要になると思うが、公的機関が故にチラシを置くなどの集客でしか周知ができない懸念点がある。 支援を必要としている者に対するアプローチが行き届かないのではないかと感じる。 認知度を上げる為の取り組み、支援を必要とする人が情報を得られる体制を整えていく事が必要と感じる為、入り口を公的機関のみにするのではなく、発信力や集客力がある民間団体と共同で運営をしていくような取り組みも必要になってくるのではないか。 現状では公的機関（児童相談所）に繋がった者に限定した社会的養護自立支援拠点になっている為、本来、子ども家庭庁が目指している事業とは異なる形になっている。 社会参加に向けた、相談ができる場所・居場所作り・就労支援・就労体験・シェルター的な住まい、企業連携などが複合して社会的養護自立支援拠点という形になるが、今後どのように社会的養護自立支援拠点を展開していくのか。	現在、本県における社会的養護自立支援拠点事業につきましては、国の実施要綱で定める必須事業である、「相互交流の場の提供」「支援計画の策定」「相談支援」を実施しているところです。ご意見をいただきました「一時避難のかつ短期間の居場所の提供」や民間団体の運営につきましては、今後の社会的養護自立支援拠点のあり方検討にあたり、参考とさせていただきます。
30	第3章	基本施策19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	自殺予防について、いのちの電話の相談員育成及び報酬を県で負担するべき。ITにより音声による相談対応を行うべき。	貴重な御意見をありがとうございます。いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
31	第3章	基本施策19 自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	P196に、 （非行防止のための啓発活動の推進） 「県は、青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進するため、愛知県青少年育成県民会議や関係機関と連携した非行防止活動に取り組むとともに、愛知県青少年保護育成条例を適切かつ効果的に運用し、非行防止のための啓発活動を積極的に展開します。」と記載があるが、「県の再犯防止に取り組む関係機関・団体」として様々な団体が県に登録をしているが、関係機関で集まる事や、ケース会議を行うこと、情報交換などの場が実行されていないのではないか。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/saihanboushi-kankei.html	本県では、愛知県再犯防止連絡協議会を設置し、国、県、再犯の防止に携わる関係機関・団体等の代表者が集まる会議を毎年度開催し、情報共有等を実施しています。

パブリック・コメントで提出された御意見の概要及び県の考え方

番号	項目		御意見の概要	県の考え方
		基本施策（第3章）		
32	第3章	基本施策20 外国人の子ども・若者への支援	「こども大綱」に基づく、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことは、素晴らしいと思う。 身体的・精神的・社会的幸せな状態とは何かを考えたときに、自分が自分を受け入れて、社会が自分を受け入れる環境を作ることがとても大切であり、この環境を整えることで、居場所づくりや、思春期保健対策、自殺対策に大きな影響を及ぼすと思う。 ことさら、外国にルーツを持つ子どもたちに関しては、ルーツや歴史、文化など自分が生まれもった環境に対して受け入れることがとても大切であり、そのためには、民族学校や民族学級など、外国人が日本になじむ支援だけでなく、自分らしくいることが大切だということを気付かせる環境をしっかりと整備するべきだと考える。 施策の中で、外国人学校に対する支援をどうするべきか、公立学校で外国人学生の民族アイデンティティをどのように育むべきかという観点が欠如していると思うので、日本に住んでいる外国人が、日本人のように暮らすのではなく、外国人として堂々と暮らせるように、ご検討をお願いしたい。	県は、外国人学校に対して、学校からの申請に基づき、経常費補助金及び施設整備に係る経費の一部を補助しているところです。 また、衣台高校に連携型中高一貫校を設置し、日本語と母語の両方を活かした学びにより、外国にルーツのある生徒の可能性を伸ばしていきます。 なお、県は、国籍や民族などのちがいにかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会の実現に向けた取組を進めています。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
33	第3章	基本施策20 外国人の子ども・若者への支援	「こどもまんなか社会」の理念およびその実現のためのプランの策定を歓迎する。 愛知県の外国人児童生徒数は全国1位であり、このことから愛知県において、外国人がウェルビーイングで生活を送ることができる状態をつくり保証していくことは必要不可欠であると考える。 ただ、現状の案には、在日外国人の子どもたちが自己を肯定するための取り組みが残念ながら欠けていると思う。外国人の子どもたちの支援について、日本を覚えることや、日本の学校に通うための施策だけでは不十分である。 子どもたちが自分らしく安心できる環境で民族的アイデンティティを育むことができる場所として民族学校（外国人学校）があり、その民族学校に通いたい家庭、通っている家庭への支援も必要ではないか。 よりよいプラン策定のためには当事者たちの思いに寄り添うことが大切であり、子ども基本法にあるように、外国人の子どもの意見を聞くための仕組みを設け、定期的に意見聴取の場をつくるべきではないか。	県は、外国人学校に対して、学校からの申請に基づき、経常費補助金及び施設整備に係る経費の一部を補助しているところです。 また、衣台高校に連携型中高一貫校を設置し、日本語と母語の両方を活かした学びにより、外国にルーツのある生徒の可能性を伸ばしていきます。 なお、県は、国籍や民族などのちがいにかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会の実現に向けた取組を進めています。 「民族学校に通いたい家庭、通っている家庭への支援」、「外国人の子どもの意見を聞くための仕組み」などの御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
34	第3章	基本施策20 外国人の子ども・若者への支援	定住外国人子女の通う日本の学校でも民族的アイデンティティーを保障する教育がなされるべき。	アイデンティティの確立は、一人の人間として成長する上で必要なものです。 しかし、本人や保護者の持つ母語や母国への思いは様々であります。 日本語教育ばかりに偏ることなく、個の思いに寄り添いながら、母国やその文化に誇りを持てるようにサポートしてまいります。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
35	第3章	基本施策21 個々の家庭に寄り添った支援の充実	② 個々の家庭に寄り添った支援の充実について、子育て支援機関同士の連携を深めるために、機関同士お互いの「人となり」を知り合う必要性を強く感じる。それは形式的な会議等よりも、その前後のくだけた立ち話の方が効果的な場合が多いので、その仕掛けをたくさん用意して欲しい。	基本施策24「地域の多様な主体との協働推進」のP223（子育て支援NPO等の活動の推進）において御意見の内容は含まれており、県では、子育て支援に取り組むNPO等が情報交換を行う機会を設け、子育て支援機関・団体同士での連携の推進、活性化に努めてまいります。
		基本施策24 地域の多様な主体との協働推進	必要なのは連携への明確な目的意識を持って、各機関へ働きかける人材とアンオフィシャル含めた機関担当者同士の交流の場と思われる。そうした人材育成へ力を入れて欲しい。	
36	第3章	基本施策21 個々の家庭に寄り添った支援の充実	ホームスタートは、商標登録されている一民間事業であり、公共団体である県の計画で特定の事業者の登録団体を増やすことを目標とするのは不適切であるため、計画値から外してください。同じような活動をしている他の団体を疎外する行為ではないか。	県では、家庭訪問型子育て支援のボランティア活動におけるマネジメントの仕組みや研修プログラムなど、活動の質を担保する体制が整備されていることから、引き続き家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」の仕組みを県内に広げることにより、地域の子育て支援力の向上を目指してまいります。
		基本施策24 地域の多様な主体との協働推進		
37	その他		あいちはぐみんプラン2020-2024（まだ完了していないが）に対するふりかえりをしないと、次の計画が妥当かどうかは分からないのではないかな。	現行計画である「あいちはぐみんプラン2020-2024」において、基本施策ごとに数値目標を設定しているところであり、その目標の達成状況に関して2025年度に評価を行うところです。
				また、次期計画の基本施策において、「前プラン計画期間（2020年度から2024年度まで）の主な取組」の項目を設けております（新設した基本施策は除く。）。
38	その他		県民で、こどもたちの育ちを助ける活動をしている人たちは山ほどいるので、たとえば、そういった団体のInstagramに飛べるページを県のHPに入れるといったことも、「できること」ではないかな。	本県の子育て支援ポータルサイト「あいち はぐみんネット」では、県内の子育て支援情報や、実施主体の参考URL等を紹介しております。また、子育て関連イベント情報、施設・遊び場などを掲載しております。引き続き「あいち はぐみんネット」の運営により、子育て支援に関する情報の発信に取り組んでまいります。

パブリック・コメントで提出された御意見の概要及び県の考え方

番号	項目		御意見の概要	県の考え方
		基本施策（第3章）		
39	その他		こども若者向けのページをつくったのはいいと思いましたが、案を作ってから「見てね、意見言ってね」ではなく、案を作る前にニーズを聞く必要があるのではないかと。	本計画の作成に当たっては、今回実施した子ども・若者向けパブリック・コメントの前に、計画の内容を検討する有識者会議（愛知県子ども・子育て会議）に子ども・若者に参加していただき、意見を伺っております。今後も子どもや若者の意見を施策に反映するための措置を講ずること、子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえ、より実効性のある子ども・若者・子育て施策を実施してまいります。
40	その他		30歳以上は提出方法にformsがなく、とても不便だと感じた。せめて、メールでの提出は、WordやPDFという制限をなくしてほしい（パソコンやプリンターがない人は相当大変）。	貴重な御意見をありがとうございます。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
41	その他		子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはどうか。	第3期健康日本21あいち計画において、「禁煙相談・支援体制がある市町村の増加」「禁煙サポート薬剤師のいる薬局数の増加」を目標指標として定め、禁煙希望者が身近なところでサポートを受けることができる環境整備に努めています。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
42	その他		・18歳以上に政治家になれる権利を与えるべき。まずは地方議員から。若者の問題解決には若者が直接政治に参加することから。 ・デザイナーベイビー合法化で望める子供が得られるようにすることで少子化問題解決。 ・すべての職場と学校が土日祝日も営業や授業を行うようにすべき。金融機関や病院が土日営業することによって利用しやすくなるし、親と子が同じ曜日を休みの日に選ぶことができる。 ・幼稚園保育園小学校に小児科医院を。 ・教科書づくりに子供を参加させるべき。 ・中学校高校の敷地の一部をスポーツジムに貸し出せ夜間は大人に有料で貸し出せるようにするべき。 ・義務教育を高卒までにしないと貧しい移民の子供が中卒で仕事に就くことになり、その子供も中卒で働かざるを得ず貧困と差別と対立が生まれる。 ・学校にコンパニオンアニマルを。ボルゾイとか。 ・愛知県にディズニーランドと同等のテーマパーク誘致を。 ・体育の授業をスポーツが好きな子の授業と嫌いな子の授業を分けて嫌いな子は試合を楽しむとかダイエット主体にする。 ・高校生に耕作放棄地での農業をアルバイトとして紹介してください。 ・水泳の授業におけるスクール水着の自由化と私服水着の使用の許可を。 ・愛知環状鉄道の株を上場させ、自治体が所有する愛知環状鉄道の株を売却し、子供たちへの支援に。 ・子供にとって親は味方でもあるが、最初の敵周りの大人は2番目の敵兄弟姉妹は3番目の敵である。親にとっても子供は敵だが。 ・子どもの性の自己決定権は必要である。保守的な性教育は有害である。刑法175条を廃止すべき。 ・フランスのいじめ対策のように警察を介入させ刑事罰を与えるべき。	貴重な御意見をありがとうございます。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	その他		パブコメ自体について、募集期間が短すぎるのではないかと。日常生活をしつつ、仕事、子育てをしながらの膨大な資料を読み、意見するのに約1ヶ月間は短すぎる。 子ども関連のパブコメが、愛知県、名古屋市にて年末年始に複数件あり、この期間は、全ての方々忙しいと思うが、子どもに関わる方々は、さらに忙しい時期であるため、パブコメの期間を考えて実施して欲しい。	募集期間については、本県の他計画や、国等においても同程度の期間が設定されているところでございます。実施期間については計画策定のスケジュール上、年末年始となったところでございます。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
44	その他		「はぐみんプラン」を策定する段階で在日外国人から意見を求めるべきではないかと。	計画策定の過程で実施している本パブリック・コメントにおいて、広く県民の皆様から意見をお聴きしているところでございます。